

会 則

第 1 章 総則

第1条 本会は日本神経内視鏡学会(Japanese Society for Neuroendoscopy, 略称 JSNE)と称する。

第2条 本会の事務局を当分の間、順天堂大学医学部脳神経外科(東京都文京区本郷 2-1-1)内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第3条 本会は脳神経領域での内視鏡を用いた診断、治療の発展を促進し、広く知識の交流を深めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達するため、学術集会を行う。

第 3 章 会員

第5条 会員は本会の目的(第 3 条)に賛同し、第 6 条の所定の手続きを完了した者とし、医師は正会員、その他の者は準会員とする。

第6条 本会に入会を希望する者は所定の用紙に必要事項を記入し、本会の事務局に申し込むものとする。

第7条 本会会員は毎年年会費を年度内に納入しなければならない。

第8条 学術集会における発表は、会員ならびに会長が認めた者に限る。

第 4 章 委員

第9条 本会には運営委員を置き、年 1 回以上の運営委員会を開催する。運営委員会には運営委員および監事が出席し、その 2/3 以上の出席をもって成立する。なお、委任状による出席も含む。

第10条 学術集会の会長は、役員候補選出委員会より推薦され、運営委員会により選出される。また、その任期を学術集会最終日までとする。

第11条 新運営委員の選出は、2 名の運営委員の推薦状、履歴書ならびに神経内視鏡に関連する業績を事務局に提出する。提出書類に基づき役員候補選出委員会が推薦し、運営委員会にて決定する。運営委員の任期は3年とし、再選は妨げない。また、満 65 歳をすぎた最初の運営委員会で任期を満了とする。

第12条 監事は本会の会務会計執行状況を監査し、その結果を運営委員会で報告する。監事は前回会長、前々回会長が務めるものとする。

第13条 本学会の業務執行ならびに各種課題解決のため、運営委員会の下に運営委員会が

承認した各種委員会を置くことができる。委員会の構成は、委員長 1 名および委員若干名とし、委員長は、原則として運営委員をもって充てる。委員会の委員長は、運営委員会の議を経て、会長が委嘱する。委員会の委員は、委員長が推薦し、運営委員会の議を経て、会長が委嘱する。

第14条 本学会に日本神経内視鏡学会技術認定制度規則に定める技術認定制度委員会を置く。

第15条 本学会に功績のあった者および 65 歳以上の運営委員は委員会の承認を得て名誉委員または特別会員に推薦される。名誉委員は研究会の創始者、会長経験者などとする。

第 5 章 会計

第16条 本学会の事業年度は毎年 1 月 1 日より、同年 12 月 31 日までとする。

第17条 事務局幹事およびその年度の会長は、運営委員会で決算報告を行う。

第 6 章 会則の変更

第18条 本学会ならびに細則は運営委員会において改正することができる。

第 7 章 役員候補選出委員会

第19条 役員候補選出委員会は、前期会長、会長、次期会長の 3 名により組織され、次々々期会長候補および新運営委員候補の推薦を行う。事務局は選出委員会を補佐する。

細則

1. 年会費は、当分の間 5,000 円とする。三年以上年会費を未納の場合、本人に確認の上退会とする。
2. 本学会に賛助会員を置く。賛助会員は運営委員会において承認される。
3. 運営委員は原則として同施設より1名以内とする。

付則

1. 発会当初の会長および運営委員は、内視鏡懇話会世話人会の推薦するものをもってあてる。
2. 平成 13 年 12 月日本神経内視鏡研究会より改称した。
3. 第 13 条は平成 24 年度の運営委員会承認された保険委員会までさかのぼって適用する。

(平成 23 年 11 月改訂)

(平成 25 年 11 月改訂)

(平成 27 年 4 月改訂)

(平成 27 年 11 月改訂)